

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	環境厚生常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山末
日 時	平成30年12月10日(月曜日)		開 議 午前 10 時 00 分 閉 議 午後 2 時 37 分
出席委員	◎平本 ○富谷 酒井 小川 齊藤 菱田 小島 馬場		
理事者 出席者	【市立病院】 玉井病院事業管理者、佐々木管理部長 [病院総務課] 松村課長、山下管理係長 [医事課] 小笹課長 [経営企画室] 竹内室長 【環境市民部】 塩尻部長 [環境政策課] 西田課長、山内施設整備・保全担当課長、小林主幹、亀井施設整備係長 [環境クリーン推進課] 大西課長 [保険医療課] 荻野課長、山内副課長、岩佐国保料係長 【健康福祉部】 栗林部長、吉田子育て支援担当部長 [地域福祉課] 佐々木課長、中野副課長、的場福祉総務係長、田畑地域福祉係長 [障害福祉課] 俣野課長 [高齢福祉課] 高橋課長、山口高齢者係長 [こども未来課] 森岡課長 [保育課] 阿久根課長		
事務局	片岡事務局長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴者	市民 0名	報道関係者 1名	議員1名(福井)

会 議 の 概 要

1 開 議

2 事務局日程説明

3 議案審査

[理事者入室] 市立病院

(1) 第5号議案 平成30年度亀岡市病院事業会計補正予算(第1号)

<病院事業管理者>

(概要説明)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

～10:21

[質疑]

<小川委員>

外来収益減ということだが、救急患者等の受け入れはどうか。

<病院事業管理者>

受け入れ件数は増えている。外来収益の中で、病診連携の強化により、薬剤のみで来られる患者が減ってきている。内科等の入院患者が減っている部分においては外来の充実を図っていく。外来が少し減って時間が取れることにより、入院患者に集中できる状況に進んでいくのがベストだが、全ての科がそういう形で進むわけではないので、状況に合わせて外来や在宅を含めて傾注できる方向を目指している。

<小川委員>

P 1 3、委託料について、施設管理の委託業者が変わったということだと思うが、これだけの金額が増加したことによるメリットはあるのか。

<病院事業管理者>

外来の受付や施設の管理、清掃等を一括して一つの業者に委託していたが、今回、業者から値上げの話があり、業務を分散してそれぞれの会社に見積もりを取って進めた。結果的に業者からの値上げ分を下回することはできたが、昨年度よりも増加している。

<小川委員>

中身を精査したという理解でよいか。

<病院事業管理者>

そうである。

<馬場委員>

P 3、入院収益と外来収益を見ると、外来から入院にシフトしている感じがするが、外来の関係はかかりつけ医の方で問題なく行われているのか。

<病院事業管理者>

勤めている人にとっては一般診療所の方が便利だが、複数の科に来られる人については継続してこちらで診療している。個々の患者の状況に合わせて対応している。非常勤の先生は入院の業務とは関係がないので、裁量権の中で継続している。外来患者を減らす方向の対応とは別になっている。

<馬場委員>

材料費が1億8,400万円の増加ということだが、もう少し詳しく説明いただきたい。

<管理部長>

薬品の関係で1,900万円、診療材料の関係で1億6,500万円の増額である。7月以降に医師が増え、それにより使う材料が増えた。インプラントの購入だけで100万円を超える場合がある。月に15件程度手術をする場合があるので、それだけで2千万円程度かかる。そういったことから、今後の見込みにより1億6,500万円を計上している。新たに来られた成田先生の講演が大変好評であったため、今後増える可能性もある。その場合には違う方法も考えなければならないと考えている。

<病院事業管理者>

4月から6月までと比較すると、7月から医業収益が上がっている。それに伴い医療材料費も上がっている。

<馬場委員>

地域を回っていると、市立病院で乳がんの検査をする時に、マンモグラフィーが非常に痛いという意見があった。最新の痛くない方式があるらしく、市立病院が導入してくれたらという意見があったが、それについてはどうか。

<病院事業管理者>

検査方法が変わると評価が変わってくる。精度を重要視しながら導入を考えていきたい。

<富谷副委員長>

成田先生は地域でも評判である。こちらの病院におられる期間は決まっているのか。

<病院事業管理者>

こちらの希望と本人の思いがある。その中で最大限の努力をしながら次の世代を育てるための教育を行っていく。

<平本委員長>

成田先生は非常にレベルが高い先生だと聞いている。人材確保に努めていただいているが、極力手放さないようお願いしたい。

<病院事業管理者>

民間病院の給与体系と公務員の給与体系は違うので、どのように魅力ある職場にしていくのかということがある。医療機器の充実を含めて、どのように働きやすい状況をつくっていくのか。プラスの部分で投資をしていかなければいけない。資金繰りの面で問題点が生じてくるが、中長期的な視点でどのようにするのかということが人材確保の面では大事になると思う。

<平本委員長>

全国的に有名な先生であるということであり、周知を行えば市立病院の売りになっていくと思う。

～ 10 : 36

(2) 第23号議案 平成30年度亀岡市病院事業会計補正予算(第2号)

<病院総務課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

[理事者退室]

～ 10 : 42

[理事者入室] 環境市民部

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第6号) 所管分

<環境市民部長>

(概要説明)

<各課長>

(資料に基づき説明)

～ 10 : 55

[質疑]

<齊藤委員>

若宮工場の土地の地目は。

<環境クリーン推進課長>

すぐには確認できないが、田や雑種地になっているのではないかと思う。亀岡市の土地にはなっている。

<小川委員>

P25、粗大ごみ処理経費、業務委託料について、災害でたくさんの粗大ごみが出たと思う。伊賀市で処分するということだが、なぜ伊賀市なのか。

<環境クリーン推進課長>

近隣に一般廃棄物を処理できるところがなかったためである。

<馬場委員>

結果としてし尿とごみの広域化になるが、そういう検討はどのように行っていくのか。

<環境市民部長>

今回の件は、南丹市・京丹波町・亀岡市のそれぞれにおいて、そうしなければならぬ事象が生じたので始めるが、これが広域化への第一歩になるのではないかと思う。船井郡衛生管理組合とは今後も継続的に話を続けていくという話をしている。

<齊藤委員>

し尿の汲み取りも広域的に行っていくような話もするのか。

<環境市民部長>

し尿の汲み取りについては、船井郡衛生管理組合は船井郡衛生管理組合で行っており、亀岡市は環境事業公社と民間の業者で行っているところである。処理の広域化とは進め方が少し違うと考えている。どちらも一緒に行うのか、それぞれ個別で進めるのかは今後の議論になると思う。

<平本委員長>

災害ごみの受け入れをされているが、その主なものは。

<環境クリーン推進課長>

家庭から出ているのは屋根瓦や木材、壁等が多い。予想外に多かったのは木であり、原木が倒木したものがかなりの量を占めている。ただし、金属製品については受け付けてくれるところがある。材木についても、太い幹だけはチップで受け取っていただけるところがあったので、経費は少し削減できている。

<平本委員長>

今後も災害時に受け入れの必要が出てくると思う。費目がある程度わかっているならばシミュレーションができ、経費の削減もできる。今後、災害ごみ受け入れはどのようなルールで行っていくのか。

<環境クリーン推進課長>

今回は、受け付けなければ市民に迷惑がかかるので、とりあえず受け付けたが、ある程度のルールを事前に伝え、自治会等にも協力いただく中で、もう少し整理して出してもらう必要があるのではないかと思う。現在は医王谷エコトピアに仮置きしているが、非常に乱雑である。いつまで受け付けるのかということもあるが、費用負担のためにも分別をお願いするような事前の通知が必要だと思う。期間についても、ようやく片付いたという意見も聞いているので、少し延長して受け入れる体制を整える必要があると考えている。

<平本委員長>

時間がたってくると一般ごみと災害ごみの見分けが難しくなるので、ルールづくりをお願いしたい。

<菱田委員>

若宮工場の関係で、558万8千円の工事請負と債務負担行為で2億2,780万

が計上されているが、これで工場が廃止できるのか。

<環境市民部長>

若宮工場はし尿処理施設なので、生活排水をそのまま工場に送っている。工場を休止すると処理できないので、合併浄化槽を入れてそこで処理しようとするものである。債務負担行為については、残っているし尿の抜き取りと各貯留槽の清掃、消毒、機械器具の撤去である。地下の貯留槽や機械器具以外のコンクリート構造物の撤去にはもう少し費用と時間が必要になる。撤去する順番を考えなければならない。2億2,780万円で済むということではない。

～11:05

(2) 第2号議案 平成30年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～11:09

[質疑]

<馬場委員>

国民健康保険財政調整基金は総額でいくらになるのか。

<保険医療課長>

今年度末に1億円を積み立てると4億7,534万円になる。

～11:10

(3) 第19号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第7号)所管分

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

～11:12

(4) 第20号議案 平成30年度亀岡市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

<環境市民部長>

(概要説明)

<保険医療課長>

(資料に基づき説明)

～11:15

[質疑]

<小川委員>

職員構成はどのように変わったのか。

<保険医療課長>

P10に級別職員数が記載されている。平成30年の12月1日現在では11人であり、4月1日現在では13人であった。この減少によるものが大きい。

[理事者退室]

～11:16

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 第1号議案 平成30年度亀岡市一般会計補正予算(第6号) 所管分

<健康福祉部長>

(概要説明)

<各課長>

(資料に基づき説明)

～11:44

[質疑]

<馬場委員>

P19、社会的孤立防止対策経費について、引きこもり対策の追加ということだが、具体的にどのような事業を行うのか。

<地域福祉課長>

これまでからも、社会福祉協議会に引きこもりに関して家族教室を開催するなどの事業を行っていただいている。近年、国や府で引きこもり対策が重要視されている。社会福祉協議会も力を入れていただいている。その中で、引きこもり対策の窓口として、亀岡市内にはネットワークがまだできていない状況である。このため、社会福祉協議会の窓口機能の充実ということで、新しい業務を追加していきたいと考えているため、ネットワーク構築にかかる準備をしていただくという意味合いで、主に専門相談員の人件費補助に係る増額補正である。

<馬場委員>

総合福祉センター管理運営経費について、施設は使用できるのか。工事はいつごろ行うのか。

<地域福祉課長>

屋内の消火栓ポンプの修繕と自家発電機用の蓄電池の修繕を行う。自家発電用の蓄電池の修繕については、避難口の誘導灯の非常電源の容量不足を指摘されている。非常発生時以外の施設の使用は問題ないが、多くの人がある施設なので、指摘を受けて修繕を行う。今年度に工事を行う。

<馬場委員>

総合福祉センターが休館になることはあるのか。

<地域福祉課長>

休みにはならない。

<馬場委員>

P21、別院保育所の崩落の修繕について、児童が工事現場に入らないような指導

は大丈夫か。また、工事期間と安全対策は。

<保育課長>

工事業者等が決まった段階で、安全に工事ができるよう調整したい。危険な時間帯や子どもの行動等は保育所が把握しているので、現場の職員としっかり調整していきたい。10月末の工事完成を目指している。当初予算のところで説明したい。

<平本委員長>

別院保育所がいろいろな被害を受けているが、裏山からの倒木もあったと思う。処置はされているのか。

<保育課長>

京都府に園庭の工事を進めていただいている。台風での倒木は京都府で伐採していただいた。まだ危険なところもあるので、工事の中で危険なところは処理していただくと確認している。

～11:51

(2) 第12号議案 亀岡市立老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について

<健康福祉部長>

説明の前に報告を行う。亀岡市立老人福祉センター条例及び亀岡地区自治会館条例において、いずれも施設の所在地を亀岡市安町釜ヶ前9番地4と表示していたが、事務処理を行う中で、当該施設の所在地は亀岡市安町釜ヶ前9番地2が正しいことが判明した。第17号議案には正しい所在地で表示している。

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～11:55

[質疑]

<馬場委員>

老人福祉センター条例が昭和50年、自治会館条例が平成17年に制定されているが、同じ場所で条例設置ができるということか。

<高齢福祉課長>

そうである。

<馬場委員>

どちらの条例も指定管理者に行わせる業務の範囲について規定されているが、その辺りの推移は把握しているか。

<高齢福祉課長>

それぞれの条例で、指定管理者によって管理ができる旨の改正をしている。それに対する経過措置として付け加えているものである。

<馬場委員>

総務文教常任委員会で公の施設の管理に係る実態調査結果が報告された。その中で、現状の問題と課題について、「市直営で施設管理しているが、施設管理運営の一部を地元自治組織に委託しており、指定管理者制度の利用ができていない。」と書かれている。この間、問題になってきたことは共通認識されているということか。

<高齢福祉課長>

平成29年9月定例会で指摘要望をいただいた内容と絡めて、本来の正しい施設の管理について見直してきたところである。条例の中に文言を含んでいるが、そうい

う形になっていないということで、課題として公表したものである。

～ 11 : 59

(3) 第17号議案 財産の無償譲渡について

<高齢福祉課長>

(資料に基づき説明)

～ 12 : 01

[質疑]

<酒井委員>

現在の評定価格はいくらか。

<高齢福祉課長>

土地、建物ともに固定資産税の評価額は算定されていない。なお、土地については、近傍の路線価を参考に試算すると、評価額は約4千万円相当と考えられ、建物については、建築年、延床面積が同程度の鉄筋コンクリート造りの建物を参考に経年減点補正率を用いて資産すると、残存価格は1,700万円程度と考えられる。

<酒井委員>

なぜ(一社)亀岡地区自治振興協議会に譲渡するのか。

<高齢福祉課長>

協議を重ねる中で、これまでからあった亀岡自治振興協議会が法人格を取得して譲渡を受けたいという回答があったため、(一社)亀岡地区自治振興協議会に譲渡することとなった。

<酒井委員>

本会議での答弁では、中部地区及び東部地区の自治会長は反対されていないという言い方であった。住民の総意ということが書かれているが、実態がよくわからない。地縁団体であれば規約を変更する際に認可が必要であり、それで歯止めが効くのではないかと思うが、一般社団法人であれば名称や代表者、事務所等を自由に変更することができる。そういったところはどのように担保していくのか。

<健康福祉部長>

自治会が法人格を取得される場合は地縁団体として取得されるのが通常だが、亀岡地区については世帯数が多いため、一堂に会することができないということがあり、地縁団体を構成することができない、法人格を取得することができないということである。このような事例は他の自治会でもあり、篠町・大井町・千代川町においては中間法人法に基づいて法人格を取得された。その後、中間法人法が廃止となったため、その中間法人は一般社団法人に移行している。そういう意味で、今回も一般社団法人で法人格を取得されたということである。

<酒井委員>

今回の件は篠町や大井町とは全く事例が違うと思う。本当に地域住民の良好なコミュニティの形成に資する活動をしていただけるのかどうかということが担保されないまま、高額な市民の財産を譲渡してしまうのはどうなのかと思う。規約に基づく運営をしていただかなければならない。譲渡を受けるために設立された一般社団法人がそういう運営をしてもらえるのかということが全く不透明だと思う。譲渡後にどのような運営がされるのかを見ていくつもりはあるのか。

<健康福祉部長>

(一社) 亀岡地区自治振興協議会については、老人福祉センターの譲渡を受けるために法人格を取得する必要があることから設立された団体である。その母体となっているのは既存の任意の団体である法人格を有しない亀岡地区自治振興協議会である。この亀岡地区自治振興協議会は、規約によると地域住民の福祉の増進に寄与するため、地域住民の総意を代表し、自治振興事業として必要な事業の適否を協議することを目的に昭和47年5月に設立されている。協議会の委員は亀岡財産区管理委員会の委員、亀岡地区自治会役員、学識経験者で組織されている。この協議会は設立以降、本市が実施する事業に対して亀岡地区住民の窓口として事業内容を地域住民に周知するとともに、その事業内容の効果等を検討し、事業推進の役割を果たしてきた経過と実績があり、まさに公共的団体であると考えている。この法人格を有しない亀岡地区自治振興協議会と(一社) 亀岡地区自治振興協議会は一体的であると考えているので、その運営については担保できると考えている。

<酒井委員>

規約に書いてあると言われたが、それだけで公共的団体なのかどうかはわからないと本会議でも言った。これまでの老人福祉センターの使い方を見ても住民が使いやすいようになっていたとは言えない。同じ状況が譲渡された後も続くのであれば、公共的団体と呼べるのかどうか疑問である。事前に十数人の住民に聞いてみたが、このような財産が譲渡されることを全く知らない人がほとんどであった。どのように合意形成を図って一般社団法人を設立し、財産の譲渡を受けることになったのか、その広報はどうなっていたのかは把握しているのか。

<健康福祉部長>

法人格を有しない亀岡地区自治振興協議会を窓口として協議を行ってきたところである。亀岡地区自治振興協議会はそれぞれの亀岡地区の団体で構成されているので、そこで検討された結果であると考えている。

<酒井委員>

住民がどれくらい知っているのかを関知せずに譲渡するということか。

<健康福祉部長>

先ほど申したとおりである。

<馬場委員>

(一社) 亀岡地区自治振興協議会は、老人福祉センターを譲り受けるために設立された団体であり、これまでの亀岡地区自治振興協議会とは全く違う団体なのではないか。

<健康福祉部長>

亀岡地区自治振興協議会は、これまで亀岡地区住民の行政に対する窓口としての務めを果たしてきたことに間違いはないと思う。そのため、この団体が亀岡地区内で認知されていないということも考えていないので、この団体が適切であると判断している。

<馬場委員>

私は亀岡地区に長く住んでいるが、この団体を認知していない。これについてどう考えるか。

<健康福祉部長>

この団体が亀岡地区全体の窓口であると理解している。

<馬場委員>

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第4条で普通財産の譲与又は減額譲渡について定められているが、これに基づいて譲渡するのか。もしそうであれば第4

条のいずれに該当するのか。

<健康福祉部長>

第4条第1号で「普通財産を他の地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。」と定められている。公共団体に譲渡する際はこの条例に基づいて譲渡してもよいと解釈できるが、一般社団法人は公共団体には当たらず、公共的団体に当たるため、この条例を適用して議決を経ずに譲渡できないため、今回提案したものである。

<馬場委員>

その他の住民が設立すれば、それも渡すということになるのか。

<健康福祉部長>

老人福祉センターの建物については、建設当時の経過やその後の経過もあるために譲渡するものであり、同じような団体ができたからといって、即譲渡するということにはつながらないと考えている。

<馬場委員>

地方財政法第8条で財産の管理及び運用を定めている。その中で、「地方公共団体の財産は常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」とあるが、これまで指定管理等の点で不十分な点があったが、地方財政法から見てどのように考えるか。

<健康福祉部長>

地方自治法が改正され、指定管理者制度を導入することに決まった後も一部の委託だということで委託を続けてきた。これは地方財政法上から見ると脱法的なものがあつたと考えている。

<馬場委員>

裁判の判例や実例をいろいろ調べたが、この事案は住民訴訟が起こった場合に対抗しきれない事案になっていると思う。議会の議決があつても、地方財政法や地方自治法に触れることがあれば議会の議決そのものが不必要であるという判例が示されているが、そういうことが起こつても対抗要件だと思っているのか。

<健康福祉部長>

顧問弁護士にも事前に相談している。建物については、これまでの経過があるため対抗できるという指導をいただいている。土地を譲渡することについては、対抗が難しいということであつたため、無償貸付としている。

<馬場委員>

以前の行政報告では10年契約の無償貸付ということだったが、それは白紙状態であるということか。

<健康福祉部長>

今回は建物を無償譲渡し、土地は期限を定めて無償貸付する考えである。

<酒井委員>

もし老人福祉センターを除却するとすればいくらぐらいかかるのか。

<健康福祉部長>

除却までは考えていなかったので金額はわからない。参考だが、厚生会館の除却費用が2,600万円程度で予算計上している。

<酒井委員>

経緯があると説明されたが、4千万円ほどの寄附があつたとしても、途中で約4千万円をかけて大規模な改修を行っており、駐車場整備等も要求に応じて行っている。そういったことを考えると、寄附をいただいたということだけでは説明できないと思う。譲渡した場合、本当に地域の人々が使える状態なのかということをしちんと

確認しておかなければならないと思っている。この施設ではないが、自治会に所属している団体の人以外は使うなという張り紙をしたり、他の人が使えないようにしている状態を見ていると、亀岡市としても、きちんと責任を持って譲渡後にどのような使い方がされているのかを見ていっていただきたいと思う。先ほどの答弁では、この団体であれば大丈夫だというような答弁であったが、その後のことについて再度答弁いただきたい。

<健康福祉部長>

張り紙のあった施設については我々の所管している施設ではないが、それが亀岡コミュニティセンター、いわゆるゼミナールハウスとして職員の研修所として使われていた施設であるならば、私も張り紙を見たことはある。その施設について申し上げますと、テニスコートについては、使用される人で自主的な管理をされていた時期があるようである。その後に亀岡地区自治会連合会に普通財産として委託されたように記憶している。それまで自主的に管理されていた人が鍵を複数持っておられ、勝手に使われるため、あのような張り紙をされていたと思っていた。今回については、亀岡地区住民のコミュニティ施設として使うと断言されているので、そのように管理いただけるものと思っている。現在よく利用いただいている団体はそのまま利用いただけるということで話は進んでいくと思っている。

<酒井委員>

今利用している団体がそのまま利用し、他の人が使えないことが問題だと思っている。議会からの指摘を受けて書類で申請するようにしたと何回も言われたが、普通はできないような申請の仕方をして、同じ団体が占拠し続けている。いろいろな団体が使えるようにしなければならないと思う。また、譲渡されることを住民が知らないのであれば、使えることもわからないので、使えるかどうかという問い合わせすらないということになる。地域住民が利用できるようにし、地域住民のコミュニティ形成に資するような使い方をされるのかということが大事だと思う。所見があれば。

<健康福祉部長>

この1年間、管理運営の是正に努めてきたが、これまでから使われている団体もあり、できる範囲のことしかできなかった点もある。しかし、広く住民に活用いただきたいということで申請を改め、できることは行った。ただし、できていなかったことについては事実であり、申し訳なかったと思っている。

<小川委員>

途中で無償譲渡の条件に合わないことが出た場合はどうするのか。

<健康福祉部長>

双方の協議により改めることになると思う。

<小川委員>

無償貸付の貸付期間を10年から5年に変えることはないのか。

<健康福祉部長>

スタジアムの用地を10年としているため、それと整合を図りたいと考えている。

<平本委員長>

無償貸付の契約更新は自動更新か。

<健康福祉部長>

まだ契約していないが、自動更新ではない方がよいと思う。しかし、相手方があるので、そこは協議していきたい。

<平本委員長>

今後、修繕の必要が出てきた場合に、亀岡市が費用を出すことはないのか。

<健康福祉部長>

譲渡の後にかかる費用は全て相手方で対応いただくのが原則である。

<酒井委員>

契約書案はもうできているのか。

<健康福祉部長>

できている。仮契約を結んでいる。

<酒井委員>

資料として提出いただきたい。

<平本委員長>

資料を提出願う。

<健康福祉部長>

仮契約書と定款を提出する。

[理事者退室]

<休憩 12:32～13:10>

4 討論～採決

[討論]

<酒井委員>

第17号議案に反対の立場で討論する。これが譲渡されて地域の住民の良好なコミュニティ形成に役立つように利用されるのか非常に心配である。かえって争いの原因になるようなことではいけないと思う。譲渡を受ける団体が公共的団体と言えるのかどうか疑問である。市民の財産をこのような状態で譲渡するわけにはいかないと考える。

<馬場委員>

第17号議案及び第12号議案に関連して反対討論を行う。財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例では、時価よりも低い価額で譲渡できるとしているが、定款や登記を見ればわかるように、老人福祉センターをもらい受けるために設立した団体と言わざるを得ない。これは地方財政法第8条や地方自治法第237条第2項にも反すると断言せざるを得ない。議決されても対抗要件にならず、訴訟になった時には悩ましい問題になる。また、亀岡地区を中心に公共施設が足りていない状況であり、住民は困っている。亀岡市民が使える施設をこういう形で譲渡することは現在の状況に合っていない。

<菱田委員>

第12号議案及び第17号議案について、賛成の立場で討論する。当委員会でも説明があったように、亀岡市が誕生した際に、当時の亀岡町の町役場が亀岡市の公共財産となってしまった。自治会の建物を建設してほしいということで寄附があったにも関わらず、亀岡市は実行できなかった。今回、そういう経過を整理しようということで条例の廃止や無償譲渡に至っていることから鑑みて賛成する。

～13:15

[採決]

第 1 号議案	挙手	全員	可決
第 2 号議案	挙手	全員	可決
第 5 号議案	挙手	全員	可決
第 1 2 号議案	挙手	多数	可決 (反対：馬場)
第 1 7 号議案	挙手	多数	可決 (反対：酒井、馬場)
第 1 9 号議案	挙手	全員	可決
第 2 0 号議案	挙手	全員	可決
第 2 3 号議案	挙手	全員	可決

～ 1 3 : 1 8

[指摘要望事項]

<平本委員長>

指摘要望事項について、意見はあるか。

<小川委員>

第 1 7 号議案について、意見を述べてはどうか。

<平本委員長>

第 1 7 号議案での意見を委員長報告で述べることとし、内容については正副委員長に一任いただきたい。

～ 1 3 : 1 9

5 行政報告

[理事者入室] 環境市民部

(1) 亀岡市新火葬場整備基本計画の策定について

<環境市民部長>

(概要説明)

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

(資料に基づき説明)

～ 1 3 : 2 8

[質疑]

<馬場委員>

整備計画は施設整備計画という理解でよいのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

施設整備計画という形で検討していきたいと考えている。

<馬場委員>

プロポーザルに参加されたのは何社か。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

1 者である。

<馬場委員>

航空写真で土砂災害警戒区域を明示されているが、もう 1 カ所が欠落しているのではないか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

西側のところが土砂災害警戒区域及び特別警戒区域になっていると認識している。

<馬場委員>

京都府のホームページでは入口のところが2カ所目になると思う。確認願う。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

確認する。認識としては現在表示しているところである。

<齊藤委員>

進入路がかなり危ない。最も事故の危険性があるのは緩やかなカーブである。進入路には信号を設置してもらえるのか。信号の設置や車線を増やすなどしなければ危なくて仕方がない。

<環境市民部長>

国道に接続する安町南条線に接続するという方法もある。また、ブルーの道路を市道にするのか区域外道路にするのかによって変わってくる。土地開発公社が持っている土地を利用して右折・左折レーンをつくる必要があるのではないかと考えている。信号については公安協議の中で出てくると考えている。

<齊藤委員>

冬になれば凍てつく危険な場所である。協議願いたい。

<平本委員長>

火葬場へのルートについて、ブルーのラインが優位性が高いということだが、その理由は。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

ピンクのラインは直線的になるため、勾配がきつくなる。都市計画決定地内ですら勾配を緩やかにしようとすれば、ブルーのラインが安全性を確保できるのではないかとということである。掘削が最小限に抑えられることもあり、経費の面でもブルーのラインがよいと考えている。

<平本委員長>

グリーンのラインは現状の道を利用するのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

現状の道を使うということになるが、外周を通っていくため用地の取得が必要になってくる部分もある。一番勾配が緩やかになるということで検討したが、費用がかかるということもあり、優先順位は低い。

<平本委員長>

いずれにせよ出口は同じ場所なので、安全対策をお願いします。

<齊藤委員>

加塚交差点から京都縦貫道までの道を早く4車線にしてもらわなければならない。市外から高速道路を使って来られる場合は、インターチェンジを降りてから右折するラインが危ない。4車線にしてもらわなければ困るが、そういう計画は入っていないのか。

<環境市民部長>

都市計画決定がされた道路であることは認識いただいていると思う。時期については、関係部とも協議して一緒に動いていただきたいと思っている。

<齊藤委員>

建物の使い方だけではなく、交通安全も考えてなければならないということを委員に伝えておいてほしい。

<環境市民部長>

委員にも伝えて、基本計画の中でも検討するようにする。

<小川委員>

道路の整備と出口の安全対策等、問題が起きないように取り組んでもらいたい。

～13:38

(2) 亀岡市太陽光発電施設の設置及び適正管理に関する条例(案)について

<環境市民部長>

(概要説明)

<環境政策課長>

(資料に基づき説明)

～13:44

[質疑]

<馬場委員>

別院の辺りで大規模に行うと下流の茨木市への被害も想定されるのだが、規制のしようがないのか。

<環境市民部長>

許可が必要な区域は市域全域にしているが、都市計画区域の設定がないと止めようがないということになる。それを補完するため協定の締結を義務にしている。

<平本委員長>

条例制定後のことはわかるが、現存している施設で何らかの問題がある、または問題が起こった場合に条例で指導ができるのか。

<環境市民部長>

おそらく条例の遡及適用はできない。よほど周辺民家等に影響を及ぼす場合は、山であれば林地開発許可を取っているはずなので、別の法令の面から対応できるのではないかと考えている。

<平本委員長>

災害の観点から何らかの対応をお願いしたい。

～13:46

(3) かめおかプラスチックごみゼロ宣言について

<環境市民部長>

(概要説明)

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

(資料に基づき説明)

[質疑なし]

[理事者退室]

～13:50

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 亀岡市自殺対策計画について

<健康福祉部長>

(概要説明)

<地域福祉課長>

(資料に基づき説明)

～14:03

[質疑]

<馬場委員>

P47、重点施策③について、亀岡市役所の6窓口とはどこか。

<地域福祉課長>

健康福祉部の窓口である。

<齊藤委員>

自殺対策は重要だと思うが、全国で3万人を超えていたのは、バブルが弾けてリストラに遭ったというのが最大の原因だと思う。その時期が最大であり、全国的に減ってきている。人口が減っていくこともあり、これから増えることはあまりないと思う。鬱になっている人をケアしていくことが大事である。また、生きる力を与えるような啓発をもっと具体的にやっていただきたい。計画を見ていると抽象的であり、具体的にどうしていくのかが見えないがどうか。

<地域福祉課長>

自殺の原因は様々であり、必ず助けになるという効果的な手段がないのが辛いところである。委員会でも亀岡市の自殺者が減ってきた要因を分析してきた。要因の1つは経済・生活問題である。景気の回復や雇用の回復は、自殺者の減少を大きく後押ししたと思う。また、もう1つは国・府・市が熱心に取り組んできたことで、相談先が増えてきたということである。しかし、健康問題については、減少したとはいえ、減り方が緩やかであると考えている。それには、本人の疾患の治療も大事だと思うが、メンタルヘルスの総合的な皆の理解が必要であると考えている。重篤な鬱の人だけでなく、一般的に悩みを抱える人への相談支援・相談窓口の充実が必要と考えている。十分ではないが、相談先を選択できるようになってきたのではないかと思う。相談先をいろいろな人に届けるという意味で、亀岡市では勤労者世代の自殺者が多いということもあるので、市内企業に協力いただき、一人一人に相談窓口を書いたパンフレットを直接配っている。

<齊藤委員>

日本の企業は失敗した人はいないという考えがある。そういう考え方から変えていかなければならない。相手を認めていく中で自分が生きていけるような形にならなければならないと思う。

<馬場委員>

P6、亀岡市の自殺者の推移について、最大21人であったものが8人に減少しているが、自殺する前に何らかの相談等を行ってきたというような状況は把握しているか。

<地域福祉課長>

それについては情報がない。

<平本委員長>

対策計画を策定したということは前進だと思う。自殺の原因は、いじめや経済的理由や病気ということが多いと思うが、全国的には産後うつで自殺される人も多いと

聞く。自殺ということではなく、自身の悩みとして相談する窓口が市役所には幅広くある。そういったところで、ちょっと危険だと感じた場合に全庁で取り組める体制をつくってほしいと思うがどうか。

<地域福祉課長>

自殺対策委員会に庁内の連携課が入っている。また、産後うつ等も健康福祉部で取り組んでいるので、そういう話が出た時には担当者同士の連携を進められるようにしたい。

<平本委員長>

ネットでの相談の受け付けなど、受付体制の充実についての考えはあるか

<地域福祉課長>

SNSでは無責任な会話になってしまいがちになるようであり、現在は面談や電話が中心になっている。京都府との自殺関係の会議があるので、その中でそういった意見を伝えていきたい。

<平本委員長>

京都府と連携してうまく分散できれば負担も軽減できると思う。

[理事者退室]

～14:15

6 陳情・要望について

(1) 地方消費者行政に対する財政支援の継続・強化を求める意見書について

<平本委員長>

どのように取り扱うか。

<小川委員>

聞きおく程度で。

<馬場委員>

それでよいが、京都弁護士会の浅野会長は有名な人であるので、我々も勉強していくとよいと思う。

～14:17

7 議会だよりの掲載事項について

<平本委員長>

掲載事項について意見はあるか。第17号議案と市立病院に新たに來られた医師について掲載してはどうか。

<馬場委員>

スペースはどれぐらいか。

<事務局主事>

スペースは3分の1ページになる。

<馬場委員>

市立病院の関係と老人福祉センターについて掲載してはどうか。

<小島委員>

病院も悪くはないが、他の病院に行く可能性もある。定着していただきたいという思いはあるが、変に表に出してもよいのかと思う。

<酒井委員>

医師の広報は議会で行わなくてもよいのではないか。内容が複雑になるため、第17号だけでよいのではないか。

<菱田委員>

かめおかプラスチックごみゼロ宣言について掲載してはどうか。

<事務局主事>

裏表紙に宣言について掲載することになっている。

<齊藤委員>

若宮工場について掲載してはどうか。し尿やごみの関係の広域連携も含めて掲載するとよいと思う。

<馬場委員>

総合福祉センターについて、工事は行うが閉館はしないということと、別院保育所の崩落について、どちらかを1つを掲載してはどうか。

<小川委員>

災害ごみの受け入れを延長するということを掲載してもよいと思う。

<平本委員長>

まず、第17号議案は掲載することとしてよいか。

<了>

<平本委員長>

その他の掲載項目について、し尿の処理もしくは災害ごみのどちらかを掲載してはどうかと思うがどうか。

<齊藤委員>

委員長に一任する。

<平本委員長>

災害ごみについて掲載することとする。

～14:25

8 わがまちトークの意見対応について

[委員長から別紙資料に基づき、項目ごとの対応を以下のとおり分類]

- ・宮前町 : 1参考
- ・本梅町 : 1参考
- ・千歳町 : 1、2参考
- ・畑野町 : 1参考、2報告、3参考
- ・東本梅町 : 1～5参考

～15:04

9 子どもの権利条例（仮称）について

<平本委員長>

条文及び逐条解説について、再度修正を行った。詳細について事務局から説明を。

<事務局主事>

文言修正が主である。大きく変わった点は、第8条において「体制を整備するものとする。」としていたが、地方自治法では内部組織の設置及びその分掌する事務は条例で定めることを規定し、その条例の提案権は長に専属するとされている。したがって、長に新たな部署の設置を義務付ける内容を含む規定は、議員の議案提出権

を定めている地方自治法第112条の規定を超えたものと考えられるため、努力規定に変えている。

<平本委員長>

他に意見はあるか。

(意見なし)

<平本委員長>

次に、条例の名称について、亀岡市子どもの権利条例（仮称）としているが、意見はあるか。

<小川委員>

ストレートに亀岡市子どもの権利条例でよいと思う。

<平本委員長>

それでは、条例の名称は亀岡市子どもの権利条例とする。

～14:36

10 その他

<平本委員長>

今回は12月14日に委員長報告の確認を行う。

散会 ～14:37